



JAL不当解雇撤回ニュース

No334号 2013.11.22
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.co>

ILO から第 2 次勧告 当該労組が声明を発表

2013年11月20日、厚労省記者クラブにおいて、日本航空乗員組合、日本航空キャビンクルーユニオン、JAL 不当解雇撤回国民共闘、日乗連、並びに原告団が記者会見を開きました。会見では、当該組合から見解を発表、第2次勧告の内容を解説しました。



【写真】記者会見に臨む当該労組の代表等。左寄り長沢日乗連 ID 委員長、牛久保弁護士、山口乗員原告団長、三星日航乗組副委員長、野中 CCU 書記長、内田客乗原告団長、津恵 JAL 不当解雇撤回国民共闘事務局長

ILOの第1次勧告について

2010年大晦日にJALのパイロットと客室乗務員を合わせて165名が整理解雇された事件は、2012年6月にILO理事会から、労働者の解雇が労働組合員に対する差別であり、条約違反であると認定されました。そして、「協議の場」を設けるようにとの勧告が出されています。勧告からすでに1年以上経っているのに、日本政府とJALは、話し合いの場を設けていません。それどころか、JALは解雇した客室乗務員を職場に戻さないまま、現在まで1500名以上も採用しています。

一步踏み込んだ第2次勧告

こうした状況を踏まえ、2013年10月31日、ジュネーブで開催された第370回結社の自由委員会において、JAL 不当解雇問題についての実質上、第2次勧告といえる「見解」が表明されました。これは、ILO 勧告の効果を検証するフォローアップ手続きによるものです。

この「見解」では、第1次勧告と比較して、一步踏み込んだ内容となっています。つまりILOは日本政府に対して、「その結果生じるフォローアップ策」を報告するようにと要請している

ことです。

JALへの勧告と同じ

さらに「見解」は客室乗務員を新たに採用している事実にも注目し、今後の採用計画において、解雇した者たちの雇用を含めた協議を求めています。

こうした内容は、国労の案件より踏み込んだ内容であると言えます。さらに国際機関独特の言い回しではありますが、この案件が一般論ではなく、JALの整理解雇に対して述べられていることは間違いありません。ILOは今後もJALの整理解雇事件を重大な監視対象としており、それが解決されるまで継続して行われていきます。



政府と日航はILO勧告を真摯に受け止め、不当解雇の早期全面解決を(声明)

ILO(国際労働機関)理事会は、2013年10月31日、日本航空の解雇問題に対するILOフォローアップ見解(以下、フォローアップ見解)を採択しました。

ILO理事会は2012年6月15日に、日本航空の運航乗務員及び客室乗務員計165名の整理解雇が、ILO条約第87号、第98号に抵触するとしてILO勧告(第2844号案件)を採択していました。今回の「フォローアップ見解」は、その一次勧告に対するILO監視機構のフォローアップの一環として行われた見解の表明であり、その内容も一次勧告からさらに一步踏み込んだ、いわば二次勧告と言えるものです。昨年的一次勧告を受け、両組合と原告団は政府および日本航空に対し、事態解決へむけた労使協議による解雇撤回・全面自主解決をはかるよう返し求めてきましたが、協議は未だに実現していません。

そのような中で出された今回の「フォローアップ見解」は、東京地裁の判決を経て東京高裁で訴訟が係属している状況も踏まえた上で、裁判の結果報告を求めるにとどまらずその判決後のフォローアップ策の提示も要請しており、より具体的に問題解決の実現を求めていると言えます。解雇撤回裁判については、本年12月に東京高裁で結審し、来春判決が出される見通しですが、ILOは一次勧告と今回の「フォローアップ見解」の中で、国際条約を順守した上での判決を、東京高裁、東京地裁に対して促しています。私たちは司法に対しても一次勧告並びに「フォローアップ見解」を尊重した判断を行うよう、強く求めます。

さらにILOは、被解雇者の職場復帰がなされていない中、客室乗務員940名が採用(2012年10月時点)されたことに着目し、解雇された労働者について、「再び雇用する(職場復帰)ことを目的とした採用計画を策定すること」そして、「今後の採用計画においては、労使で協議することが確実に実施されることを期待する」と表明しています。このことは、解決内容を示した上で、日本航空経営が主体的に問題の解決に取り組むべきとの意思表示をしたものであり、極めて重要です。このように、今回の「フォローアップ見解」は一次勧告の内容を一步進めたものとなっており、ILOが監視機構として強い意志を示した見解表明であると言えます。

日本航空の職場では、運航乗務員、客室乗務員共に、人員不足が長期にわたり続く中、高稼働勤務が続いています。年齢や傷病履歴を理由とした解雇が、職場に雇用不安を残し、もの言えぬ職場を作り出しています。さらに客室乗務員の職場ではその人員の1/4が新人という異常な状態の下、保安要員としてのスキル低下が安全面に影響を与えかねない状況で、ベテラン層の補填が急務と言えます。

ILOは日本航空の条約違反の解雇問題に関し、この問題が解決されるまで監視し、そのフォローアップを続けます。私たちは、政府および日本航空に対し、ILO一次勧告、今回の「フォローアップ見解」を真摯に受け止め、事態解決へむけた労使協議を速やかに開始し、解雇撤回・全面自主解決をはかるよう強く求めます。

2013年11月20日

日本航空乗員組合

日本航空キャビンクルーユニオン